

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和7年5月29日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下 秀幸

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 令和6年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業に係る用船
- (2) 調 達 仕 様 入札説明書による
- (3) 履 行 期 間 自) 契約締結日
至) 令和8年 2月28日
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
なお、共同企業体を結成し入札に参加する場合には、共同企業体を構成する全ての事業者は、令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体を結成し本入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ① 共同企業体の代表となる事業者を定め、目的等必要な事項を明らかにした共同企業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を締結している者であること。
 - ② 共同企業体の全ての事業者は（1）、（3）及び（4）の要件を全て満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の全ての事業者は、他の共同企業体に参加若しくは単独で本入札に参加しない者であること。
- (6) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の共同企業体を構成する者、又は単独で本入札に参加しない者であること。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入 札 方 法 入札金額は、用船料および改造費の総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書等の提出方法

入札者は、提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

②宅配便着払いによる交付

任意書式に「令和6年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業に係る用船入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③メールによる交付

任意書式に「令和6年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年6月16日までに上記4.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和7年7月9日 17時00分

4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和7年7月15日 11時00分

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
会議室

開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。
また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

(6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
なお、共同企業体を結成し入札に参加する者は、協定書（又はこれに類する書類）写し及び共同企業体を構成する全ての事業者の国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：http://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる

「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用船仕様書

1 調査名

令和6年度不漁に対応した操業体制緊急構築実証事業に係る用船

2 調査目的

気候変動に伴うサンマ資源の減少や分布・来遊状況の変化により、サンマ漁業を主体に操業を行うさんま棒受け網漁船の収益確保が難しくなっている。この状況を改善するには、漁期が短いさんま棒受け網漁業の漁期外に別の漁業を行い、収益と漁船稼働率を向上させることが1つの方法である。さんま棒受け網漁船がこれまでに兼業してきたロシア水域におけるさけます流し網漁業については、同国の禁止措置の導入により実施不可能な状態が続いている。

このため、サンマ漁期以外の期間に、大型さんま棒受け網漁船により、サンマ以外の魚種を棒受け網以外の漁法で漁獲するといった漁法や対象魚種の複合化に取り組み、将来にわたって持続的な経営ができる強い漁船漁業の実現を図る必要が生じている。

国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター（以下、「開発調査センター」とする。）がサンマ漁期以外にベニズワイガニ等の深海性かに類を目的にしたかにかご操業を行い、複合化に向けた新たな操業体制の構築に向けた具体的な実証事業に取り組み、それぞれの漁法・漁獲物処理に応じた設備の検討・実証等を行うことを目的とする。

3 調査項目

(1) さんま棒受け網漁船の改造仕様の検証

開発調査センターとさんま棒受け網漁船がかにかご操業を行うにあたって必要な改造項目および追加装備等の具体的な内容をリストアップし、また、必要な経費を把握する。その上で、造船所と協議しながら改造工程・スケジュールを定め、用船したさんま棒受け網漁船の改造工事に着手する。

具体的な改造仕様等については、かにかごウインチ、ワインダー装置、かにかご搬送コンベヤー、かにかご操業用の鉄工艀装等の追加装備の選定や設置場所、およびそれら追加装備の設置に伴う電気工事等であり、詳細については造船所と協議して仕様を決定する。

(2) 改造漁船によるかにかご操業

かにかご操業で使用する漁具については、使用するかにかご数、連数、1連あたりのかご数、瀬縄や幹縄のロープ種類や長さ、かごの設置間隔、幹縄との設置方法、錘の重量、ボンデン数等を決定する。また、操業に必要なラジオブイ、餌や氷等の消耗品を詳細にリストアップし、必要経費を把握する。

既存のベニズワイガニかにかご漁業の操業方法を参考に、さんま棒受け網漁船を用い

て試験操業を行い、投かご・揚かご・選別・保管等の一連の船上作業の問題点や課題等を見出すとともに、最適な船上作業動線の検証などの実操業を行う上での効率性、省人化の可能性を実証する。作業内容の分析、各作業における必要人数の割り出しにより、かにかご操業に係る適正人数を算出する。また鮮度評価の結果をみながら、長期航海の可能性を検討する。

試験操業で得られたサンプル（ベニズワイガニの甲幅 9.5cm 以上の雄個体、タラバガニ等）は販売し、その市場評価を確認する。一連の調査で得られた情報（改造費、漁具費、燃油費、人件費、試験販売金額など）から、本兼業による採算性を試算する。

上記調査のため、請負者は、かにかご漁具一式を用意すること。使用するかにかご数は、北海道告示第 11696 号に基づき、6 連および 800 個とする。操業水深は、共同漁業権漁業区域を除く水深 800m~2000m とし、少なくとも 1 連は水深 2000m 対応とすること。

かごの網目の内径の長さは、15cm 以上（結節から結節の長さは、7.5cm 以上）とする。使用する漁具の各連両端部のブイには、標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る）を付ける。漁具標識は、各連両端のブイに 50cm 以上の赤旗を水面上 1.5m 以上の高さに掲げたボンデン竿に付し、当該竿の中央より下部に横 13cm 以上、縦 18cm 以上の大きさの札を付し、旗及び札には、それぞれ上から順に連番号、船名及び漁船登録番号を明記する。なお、すべてのブイに船名及び漁船登録番号を明記する。また、レーダー反射板は水面上 1.5m 以上の高さに掲げること。さらにかにかご操業で用いる餌についても準備すること。その他かにかご操業に必要な漁獲物を収容するかご、錘などの消耗品や、選別作業に必要な作業台などを準備すること。なお、設置するラジオブイについては、開発調査センターから支給（10 台）する。

(3) 人工餌の検討

既存の人工餌を数種類用いて、1 操業において 1 かごに各飼料を 1kg 入れ、天然餌と交互に敷設する。各かごで漁獲されたベニズワイガニ個体数を記録し、天然餌入かごの個体数と比較する。加えて、保形性の確認のため揚げかご後の人工餌の状態を写真撮影する。水中カメラを用いて、ベニズワイガニがかごに入る状況、脱出する状況、索餌状況を撮影し、人工餌の有効性を検証する。なお使用する人工餌、水中カメラは、開発調査センターが用意する。

(4) 上記以外の取り組み

1) 漁獲したかに類の生物情報取得

漁獲されたかに類の生物学的特性を把握するため、かご毎に種別個体数、重量、甲長（種類別、オスメス毎）の測定、漁具設置位置を記録する。測定・記録は開発調査センター職員が行う。

2) 海洋観測

操業海域の海洋環境を把握するため、開発調査センターが用意する小型メモリー水

温圧力（深度）計（INFINITY-TD、JFE アドバンテック株式会社製）をかにかご内に設置して、水温、深度を開発調査センター職員が観測する。

4 船舶改造内容

- (1) 漁船種類：さんま棒受け網漁船
- (2) 航海能力：1 か月以上無寄港で操業や航走が可能であること。
- (3) 総トン数：180 トン以上 400 トン未満であること。
- (4) 改造期間：契約締結日以降、調査開始までに完了すること。
- (5) 船舶改造詳細

1) 新規漁労機器の設置・搭載に係る設計ならびに設置・搭載工事

さんま棒受け網漁船を、かにかご兼業船へ改造することに伴い、新たに、かにかごウインチ、ワインダー装置、ワインダー移動ウインチ、かにかご搬送コンベヤー、かにかご収納用の鉄工艀装を搭載・設置する。機器設置・搭載については、請負造船所とともに設計を行い、改造後の船舶について重量重心計算が必要であれば行い、当該漁船の復原性について確認を行ったのち、改造工事を実施する。

設置する機器の設置場所ならびに方法については、以下の通りである。

1-1) かにかごウインチの設置

かにかごを揚収するため、船首右舷部にかにかごウインチ（8t×80m/min）1 台を設置すること。油圧駆動とする。なお油圧システムは、既存のシステムを改造して利用すること。

1-2) ワインダー装置の設置

かにかごを揚収し、ロープを船尾部へ収容するためにワインダー装置（0.2t×80m/min）1 台を設置すること。またロープをスムーズに送るため、ワインダー移動ウインチ（0.1t×30m/min）1 台を設置すること。油圧駆動とする。なお油圧システムは、既存のシステムを改造して利用すること。また艀甲板上で利用できる有線リモコンを備えること。

1-3) かにかご搬送コンベヤーの設置

かにかごを船尾部へ収容するため、かにかご搬送コンベヤー1 式を左舷側に設置し油圧駆動であること。なお油圧システムは、既存のシステムを改造して利用すること。

1-4) かにかご操業用の鉄工艀装

サイドローラー（かにかごウインチの巻き上げ能力に耐えうるもの）を船首左舷側に1 台設置すること。瀬縄、幹縄を船尾に格納するためのガイドローラーを左舷側に4 台設置すること。かにかごおよびロープを船尾部へ収容できるように、船尾部に鉄工艀装を行うこと。

なお設置方法ならびに防錆方法については請負者が実施すること。その方法につ

いては問わない。また、用船契約期間終了後の上記改造部分に係る現状復帰は請負者が用船契約とは別に行うものとする。

2) 新規設置・搭載機器運転確認ならびに船体検査受検、完成図書の作成

船体改造に関し、改造許可申請書等の作成ならびに申請を行うこと。船体改造終了後、搭載した機器に関し試運転を行い、その性能について確認すること。当該業にて実施した改造について、新たに船体検査が必要な場合について、改造する造船所の基で受検すること。また改造箇所について完成図書（一般配置図、改造要領図、機器操作マニュアル）を作成し当機構に提出すること。

5 船舶に関するその他

- (1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として2名以上を含むことができること。
- (2) 本船は以上の要件の他、法令で定められた設備や、調査運行に支障を来さない相当の設備および付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

6 乗組員

- (1) 乗組員数は12名以上とすること。
- (2) 漁労長はさんま棒受け網漁業とかにかご漁業について知識と技量を有し、かにかご漁船による操業に従事した経験があること。
- (3) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (4) 調査員と円滑なコミュニケーションが取れること。
- (5) 出入港ならびに操業中は、恒常的にライフジャケットおよびヘルメットを着用すること。

7 調査スケジュール

令和7年10月下旬 漁船改造許可申請書 提出

令和7年12月上旬 漁船改造工事開始

令和8年1月上旬 船舶検査

令和8年1月20日 用船調査開始

8 用船期間

用船開始日：令和8年1月20日（花咲港）

用船解除日：令和8年2月28日（花咲港）

ただし、用船開始・解除日程は開発調査センターと請負者の協議により変更可能とする。

9 調査海域

道東太平洋（襟裳岬～納沙布岬）。水深 800m～2000m（ただし、共同漁業権漁業区域を除く）。

10 担当研究所

開発調査センター

11 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（１）のチェックは、船主または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、当機構では保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

12 その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運行に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとする。
- (4) 本件の請負者は、同一船舶において当事業を除き、漁業に関する調査を目的とした国・地方自治体・法人等から委託される事務、事業及び補助金と重複があってはならない。
- (5) 本業務の実施にあたって、請負者は確実に実施するための十分な知識および技術を有する人員を確保し、業務期間において維持すること。
- (6) 本業務の請負者を共同事業体とすることは妨げない。
- (7) 請負者は、本業務の実施にあたり、開発調査センターとの協議を適宜で行うこと。また、開発調査センターが協議を要望した際はそれに応じること。
- (8) 請負者は過去 3 年間にベニズワイガニ等の深海性のかに類を対象としたかにかご操業の実績あるいは知見を有する者であることが望ましい。
- (9) 調査員は利害関係者になることから、調査作業自体の協力を大前提として、金銭、物品、食事等の供与を行わないこと。また、調査員は漁労者と異なり、労働基準法の対象になることから労働時間に法律上厳しい制約があることに留意すること。
- (10) 用船期間中は、漁船、陸上の場所を問わず、調査員へのハラスメント防止など働きや

すい労働環境の提供に努めること。